

平成30年 第8回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	平成30年8月27日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会 閉 会	平成30年8月27日 午後3時00分 平成30年8月27日 午後3時40分			議長 京谷 常美 議長 京谷 常美	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 13名 欠席 1名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	青山 晴重	○	10	小山 隆顕	○
	2	平尾 博	○	11	小林 忍	○
	3	澤田 英雄	×	12	星 博明	○
	4	堤 寛	○	13	村上 正弘	○
	5	原田 尚一	○	14	京谷 常美	○
	6	塩野谷幸一	○			
	7	田中 利一	○			
	8	中川 俊司	○			
	9	西岡 正雄	○			
会議録署名委員	13 番	村上 正弘		1 番	青山 晴重	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 八 子 和 行		事務局員 村 上 友 和	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (H30.8.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、平成 30 年第 8 回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
	議長	本日の出席委員は 13 名でございます。 本日の欠席委員は、3 番澤田英雄委員の 1 名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程 1 会議録署名委員	議長	日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、13 番の村上正弘委員及び 1 番の青山晴重委員をお願いいたします。
日程 2 会期の決定	議長	次に、日程第 2 会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
日程 3 議案 1	議長	異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日といたします。
	議長	次に、日程第 3 議事に入ります。
	議長	議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」の件を、議題といたします。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。ご審議方よろしくをお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました塩野谷委員長より調査結果の報告をお願いします。
	塩野谷委員長	8 月 10 日に事務局 2 名、塩野谷、田中、中川委員と申請者の方立会いで現場を確認に行きました。 3 年前まではハウスがあったようですが、その後使われていない状況です。現地の状況から問題ないと判断いたしました。
	事務局長	事務局長から申請者である会社の実績などについてお話いただければと思います。 道内で何十ヶ所か整備した実績がある会社です。 近隣では、隣の■■■■で整備した実績がありましたので、委員と一緒に聞き取りをさせていただきました。
		また、最近は小規模なソーラー施設の整備が進んでいることの説明も受けております。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けします。
		質疑はございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」の件は可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」の件は、可と決定いたします。

議 事 の 経 過 (H30.8.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2	議長	次に、議案第 2 号「農地所有適格法人の要件の確認について」の件の内 2 番から 1 2 番を、議題といたします。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
		以上の内容は、農地所有適格法人の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりしくお願いします。
	議長	説明が終わりましたが、質疑をお受けいたします。
	13 番委員	ですが、田んぼ 3.1ha となっていますが、本当に作っているのでしょうか。
		鶏卵はわかるのですが、米と書いていますし、実際どうなのか疑問なのですが。
	事務局長	実際には賃貸している田ですね、この欄は経営面積なので、次年度からは記載しないように指導したいと思います。
	4 番委員	は、1 町 4 反くらいで 1 千万円を越える収入があるのですが、宿泊施設の収入も入っていませんか。
	事務局長	それは、事業の要件にありませんので、この報告にはありません。
	4 番委員	2 町未満で 1 千万円の収入というのは考えられないのではないのでしょうか。
	議長	この資料では、それぞれの販売単価や売り方なども分かりませんので、報告の内容を確認することは難しいと思います。
	事務局長	農業に該当しない事業の収入の欄にも記載はありません、直筆で 1,120 万円と報告がきております。
	議長	法人の資格の確認ということでお願いします。
	10 番委員	と は同じ会社なんですか。
	事務局長	違うと思います。事業の内容として は入っておりませんので。
	4 番委員	販売だけで 1 千万円を超えるのはおかしいかなと思ったのですが。
	事務局長	報告につきまして、前の年は 1,144 万円、その前の年は 1,340 万円、更にその前の年は 1,343 万円と毎年このくらいで報告があります。
	議長	他に質疑はございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農地所有適格法人の要件の確認について」の件の内 2 番から 1 2 番の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第 2 号「農地所有適格法人の要件の確認について」の件の内 2 番から 1 2 番の件を、可と決定

議 事 の 経 過 (H30.8.27)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
閉会	議長	いたします。 次に、議案第2号「農地所有適格法人の要件の確認について」の件の内1番を、議題といたします。 会議規則第10条の規定により、[]が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして会議を開きます。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地所有適格法人の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いします。
	議長	説明が終わりましたが、質疑をお受けいたします。
	議長	質疑はございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第2号「農地所有適格法人の要件の確認について」の件の内1番の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第2号「農地所有適格法人の要件の確認について」の件の内1番の件を、可と決定いたします。
	議長	[]が復席しますので、暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。平成30年 第8回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。